

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例（平成 21 年 12 月 22 日京都市条例第 34 号）（教育委員会事務局指導部音楽高校改革推進・建設室）

京都市立音楽高等学校の名称及び位置を次のとおり変更するとともに、規定を整備することとしました。

区分	改正前	改正後
名称	京都市立音楽高等学校	京都市立京都堀川音楽高等学校
位置	京都市西京区大枝沓掛町 14 番地 26	京都市中京区油小路通御池押油小路町 238 番地の 1

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとしました。

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 34 号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例

京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「
| 京都市立音楽高等学校 | 京都市西京区大枝沓掛町 1 4 番地の 2 6 |
」

を

「
| 京都市立京都堀川音楽 | 京都市中京区油小路通御池押油小路町 2 |
| 高等学校 | 3 8 番地の 1 |
」

に改め、同表位置の欄中「京都市東山区今熊野字悲田院山 5 番地の 2 2」を

「京都市東山区今熊野悲田院山町 5 番地の 2 2」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会事務局指導部音楽高校改革推進・建設室)